

年間所得額の計算方法

収入月額を計算するには「年間所得額」が必要となります。

年間所得額の計算方法は収入源（給与所得や事業所得など）により異なり、収入源が複数ある場合はそれぞれ計算した後に合計してください。

1 給与所得の場合

給料・賞与など給与に係る所得で、支払金額から給与所得控除額などを差し引いた金額（給与所得控除後の金額）が年間所得額になります。

所得証明書（市区町村発行）や源泉徴収票（勤務先発行）などがお手元になく、年間収入額しか分からない場合は下記の説明を参考にしてください。

年間収入額から計算する場合

年間収入額		年間所得額	
以上	未満		
	651,000円	0円	
651,000円	1,619,000円	年間収入額－650,000円	
1,619,000円	1,620,000円	969,000円	
1,620,000円	1,622,000円	970,000円	
1,622,000円	1,624,000円	972,000円	
1,624,000円	1,628,000円	974,000円	
1,628,000円	1,800,000円	年間収入額÷4の答えの千円未満を切り捨てた額を右欄のAに当てはめてください。	A×2.4
1,800,000円	3,600,000円		A×2.8－180,000
3,600,000円	6,600,000円		A×3.2－540,000
6,600,000円	10,000,000円	年間収入額×0.9－1,200,000円	

（例）年間収入額が3,246,000円の場合

$$3,246,000円 \div 4 = 811,500$$

千円未満は切り捨てるため811,000

$$\text{年間所得額} = 811,000 \times 2.8 - 180,000 = \mathbf{2,090,800円}$$

※年の途中で就職・転職された方は給料明細書や月別支払証明書等から所得額を計算します。

2 事業所得（自営業）の場合

農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業、その他の事業による収入で、申告したときと同様に年間総収入金額から必要経費を差し引いた金額が事業所得になります。

計算式：事業所得＝年間総収入金額－必要経費

※年の途中で事業を始めた方は事業月数から推定事業所得を計算します。

3 公的年金の場合

雑所得（所得証明書の所得額）に該当します。

年間収入額から計算する場合

（1）65歳未満の方

年間収入額	年間年金所得額
700,000円以下	0円
700,000円を超え1,300,000円以下	年間収入額－700,000円
1,300,000円を超え4,100,000円以下	年間収入額×0.75－375,000円
4,100,000円を超え7,700,000円以下	年間収入額×0.85－785,000円
7,700,000円を超える方	年間収入額×0.95－1,555,000円

（2）65歳以上の方

年間収入額	年間年金所得額
1,200,000円以下	0円
1,200,000円を超え3,300,000円以下	年間収入額－1,200,000円
3,300,000円を超え4,100,000円以下	年間収入額×0.75－375,000円
4,100,000円を超え7,700,000円以下	年間収入額×0.85－785,000円
7,700,000円を超える方	年間収入額×0.95－1,555,000円